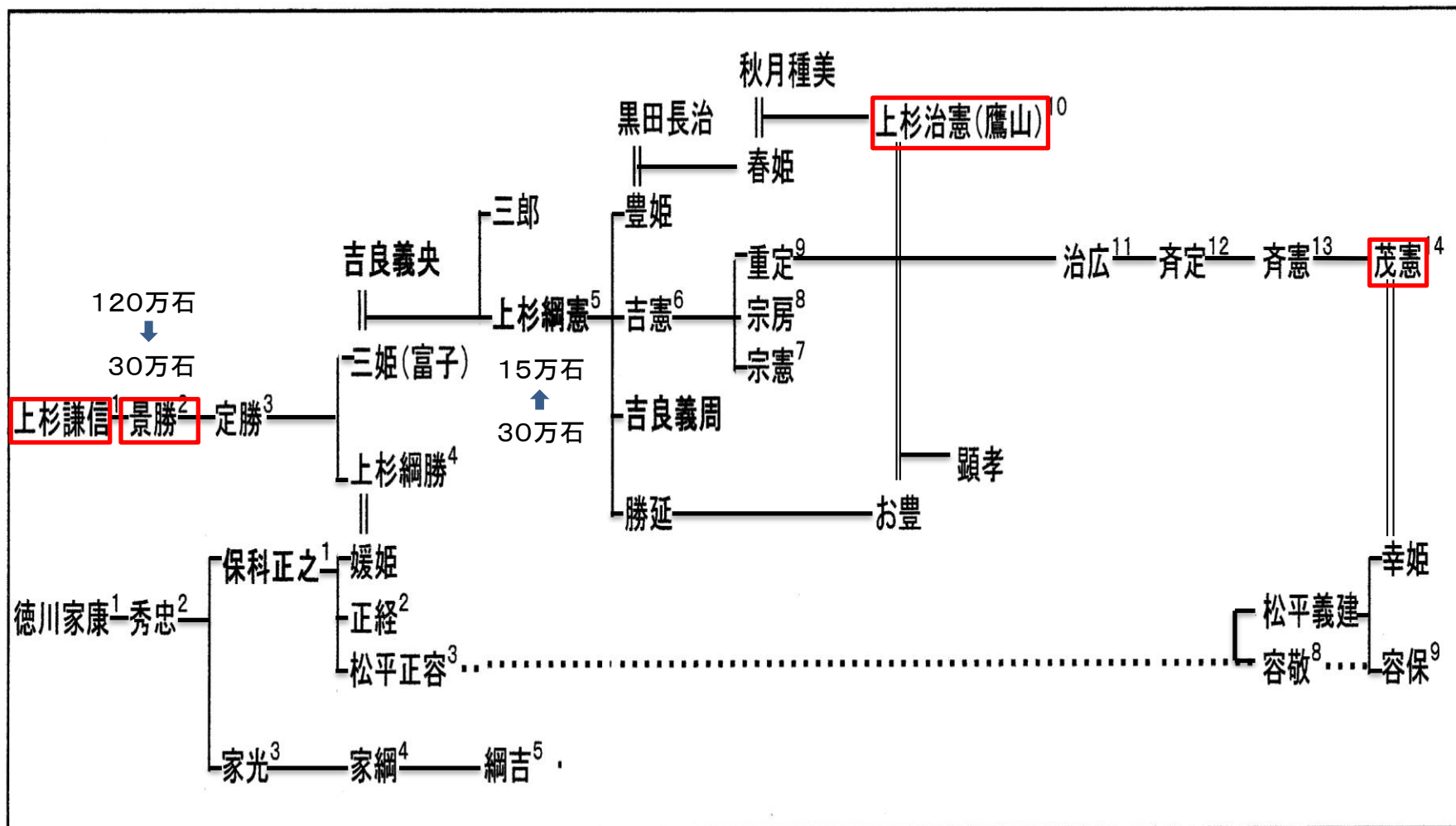


沖縄県令 上杉茂憲 ～民の父母を目指して～

上杉邦憲
於
米沢有為会東京支部総会
令和元年6月2日

上杉・系譜



上杉茂憲

弘化元年(1844) 2月28日米沢城にて誕生。幼名龍千代

万延元年(1860) 10月19日桜田御殿にて元服

10月22日将軍家茂に謁見、一字を賜り、「**茂憲**」となる

文久2年(1862) 12月9日美濃高須藩松平義健七女幸姫

(会津藩**松平容保**の妹)と婚儀 (明治5年死別)

慶応2年(1866) 7月1日井上御老中より藩主斉憲に3万石加増伝えらる

慶応4年,明治元年(1868)戊辰戦争、9月1日米沢軍降伏、

12月7日斉憲所領の4万石を召し上げ隠居命ぜらる

茂憲 命により家督を継ぐ

明治2年(1869) 6月18日米沢藩知事

明治4年(1871) 7月15日廃藩置県

明治5年(1872) 1月 ~ 明治6年(1873) 12月 英国留学

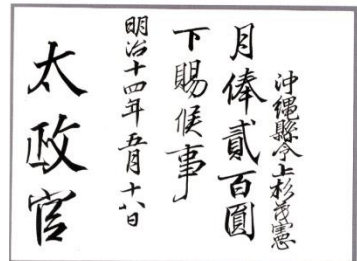
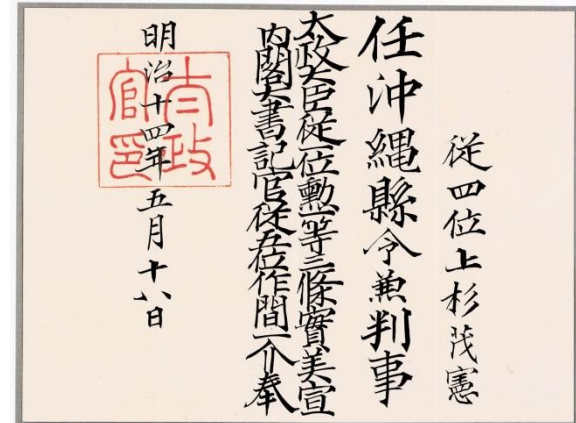
帰国後の思想や行動に大きな影響を与えた

明治9年(1876) ~ 明治14年(1881)宮内庁に勤務

明治14年(1881) 5月 第二代**沖縄県令兼判事**に任ぜらる。月俸200円

6月 着任

明治15年(1882) 1月 裁判所開設に伴い、判事免



茂憲就任以前の沖縄県政

(寺崎房子著「沖縄県令 上杉茂憲」より)

明治5年(1872)1月 琉球中山王尚泰を琉球藩王となす

明治8年(1875)7月 琉球の廃藩置県進めるため、松田道之内務大丞 那覇へ
清国との関係継続と王政維持、封建的世襲身分の保持を望んで、反対運動盛ん
(頑固な反対は上級士族が多く、一般士族の約4割は新政望むも口に出せず)

明治12年4月4日 琉球の廃藩置県を布告、翌5日 鍋島直彬を初代県令に発令

鍋島県令の政策

・政府の方針に沿って **旧慣温存政策**

琉球の役人はそのまま県役人として事務をとらせる。

上級士族優遇(懐柔)し、有力支配。地頭以下へは従来通りの役俸
税制度や土地制度等も従前通り

・琉球諸島を9行政区(間切)に分け、各役所に所長や属官を配置

・共通語(統治上最重要の言葉の統一)の必要性から伝習所を開設

・県治方針の第一に教育の普及を置く

沖縄師範学校や中学校を設立、小学校を14校開設(士族だけでなく全児童)

・四民平等(農民が瓦屋根葺くこと、姓名や墓地を士族並みにする等)を導入

但し

「諸法度の儀、更に改正の布令に及ばざる分は、全て従前の通相心得申すべく
此旨布達候事」

上杉茂憲県令の施政方針

民の父母:「受けつぎて国の司の身となれば忘るまじきは民の父母」
「国家人民の為に立ちたる君にして……」

そのためには 一> 県政の刷新と旧習の打破

沖縄へ赴任直前に旧家臣連名で献義書: (寺崎房子著「沖縄県令 上杉茂憲」より)

1. 奉職中は金儲主義では県民は納得しない故、**愛情**を持って**教育**等に出資するように。
上杉家より年に3千円程度を供出し公益に投与なされたい。
2. 事を処理するに多言は不要にして、実際の得失利害を考慮し、**勇決して指揮**なされたい。
3. **信義**を重んじ、朝令暮改無き様仕りたし。

本島及び先島諸島巡回視察:

各間切の実態を直接確かめ、農民の実情、税制、教育、産業、風俗習慣等の詳細な調査のため、巡回視察を行う

視察に先立つ通達: 巡視にあたり、人民の土産等一切不要。また宿所、食事等も特別に用意に及ばず。

明治14年(1881)11月8日～12月3日 本島各地の巡視

明治15年(1882)8月17日～8月30日 先島諸島の巡回視察

春日大明神尊前誓詞そんぜんせいし

一、文学壁書之通無へきしよ たいまんなく二怠慢一相務申候

(文学は定め of 書の通り怠りなく務め申す事。)

一、武術右同断どうだん

(武術の鍛錬も申すに及ばずの事。)

一、民の父母之語ちちははの家督之砌みぎり哥うた二モ詠候よみへバ此事

第一二思惑可おもわくつかまつるべきことレ仕事

(民の父母の話は良く聞く事藩主相統の折歌つた詩

受つぎて国の司の身となれば
忘るまじくは民の父母

此の覚悟を指針の第一と仕る事)

一、居かみ上におりて不おごらざればレ驕あやふからず則めぐみてち不ついやさずレ危めぐみて又恵而ついでに不ついでにレ費ついでにト

有これありレ之候語あいわすれまじく日夜相忘間敷候

(民の上に立ち治政を行うに於いては驕る事なく豊かになつても無駄遣いなく、我身を惜しむ心掛けを日夜忘れず実行すべき事。)

一、言行げんこう不ととのわずレ齊しょうばつ賞罰ただしからず不ふじゆんレ正ふれい不順これなきよう無礼これなきよう之様

慎つつしみ可もうすべくレ申候(言葉と行動は常に一致し、臣下には常に平等に接するを心掛け無礼な事が無き様常に慎しむ心掛けである事。)

右以来堅相守かたくあいまもり可もうすべくレ申候もしいたいまん若怠慢つかまつるにおいては於つレ仕

忽蒙たちまち二神罰しんばつ一永可ながく二家運かうん盡つくべきもの一者也よつてくだんのごとし仍如ふじはらはるのりレ件

明和四亥歳八月朔日めいわ上杉弾正藤原治憲敬書

花押

(此の五ヶ条は一生堅く心に命じ、若し誓詞に反する事あらば直ちに神罰を受ける覚悟であり、上杉家滅亡するを肝に命ずるものである。)

(明和四年(一七六七)八月一日)

県令茂憲 沖縄に

明治14年(1881)5月18日 沖縄県令兼判事に任命、同6月25日着任

明治14年(1881)11月8日～12月3日 本島巡回

明治15年(1882)3月11日 上京

明治15年(1882)5月6日 内務・大蔵省宛「**沖縄県上申**」提出

明治15年(1882)5月31日「上申書」否決:「先般第63号を以て上申候処、該件の如きは
時世尚早く、今日に挙行すべからず。」

同日、再度「**意見書**」提出。

明治15年(1882)7月19日 茂憲、兼(夫人)、憲章(長男)、於重(次女)
同道にて沖縄に帰任

明治15年(1882)8月17日～8月30日 久米島、宮古島、石垣島巡歴

明治16年(1883)4月24日 沖縄県令罷免、元老院議官に転任を命ぜらる

明治16年(1883)4月29日 三女誕生、「**於琉**」と命名

明治16年(1883)5月17日 茂憲 沖縄出発

明治16年(1883)6月末 兼、憲章、於重、於琉 沖縄出発



巡回視察における主な質問

(寺崎房子著「沖縄県令 上杉茂憲」より)

1. 甘藷、米、薯、藍、薪等の作柄は如何に、又備荒儲蓄の状況、蘇鉄の植付、間切の負債とその償還方法、製糖時の傷痕ありや。
2. 藩政時と置県後の生計の差は如何に。種々の布達など人民の不都合となる事無きや。
3. 貧窮の者なきや。さいか孤独の救助法如何に。人身売買無きや。
4. 孝子節婦は無きや。
5. 長寿者の顕彰。
6. 学校建設の状況。学校を建て、良師を招き、子弟一般に進学を進めよ。
7. 漁業を興す者無きや。
8. 新しき機械使用したき者は無きや。又新しき作物は試みぬか。
9. 藪(伝統的療法の医者)と称する者無きや。

- ・ 90歳以上の長寿者にお祝い目録金25銭償賜、学校の優等生に筆墨料10銭賞与
- ・ 各間切に備荒儲蓄の重要性を諭す
- ・ 学問は一生の財本となるべきものなれば、子弟幼い時から父兄は誘導して勉強せしめ就学せしむべし
- ・ 人智開ければ兎角役人の職掌も勤まるものなれば、よくよく注意して就学せしめよ

巡視に同行した三俣三郎の記録

(寺崎房子著 「沖縄県令 上杉茂憲」より)

沖縄庶民は習慣も全く違い、風呂も無く、木炭の使い方も知らぬ無知な人々で、頑固な愚か者の様に見受けられたが、それは全く違っていた。

- ・ 人情薄い今の人々と比べると、却って数等人間が上等である、と認められた。
- ・ 人々は礼節を尊び、信義を重んじ、目上の人は目下の人を恵愛し、目下のものは目上の者を尊敬する、という驚くほど立派な共同生活があった。
- ・ 島の習慣では、八十歳以上の老者へは、家族の有無に関わらず、親戚より必ず輪番で看護人一人宛て付けて置き、其の親戚が無い時は、隣保に於いてその義務を尽くす、という風俗習慣により、孝子が無くても老人は手厚い看護を安心して受けられる。

「まさに堯瞬の民のごとし」

しかしながら、

- ・ 古来平民はイロハのイの字を知る者無く、平民は筆算等習うことを禁止されていた。
- ・ 学校はあったが、平民の子弟の入学は一人も無く、士族は平民と一緒にする事さえ嫌い、平民を無視して席を同じにする事も無い。
- ・ 士族は遊食し、平民は圧政に苦しむことを常としていたので、貧富の差大。
- ・ 農民たるもの、目に一丁字を知らず、姓名を記す能わず。
- ・ 各自の負担する税額をも知らず、ただ村吏の言うところに従って金穀を納むるのみ。



県令は「**県政改革は真先に全県民の教育の普及にある**」と考えた。

- ・ 高尚の学科を要するに非ず、ただ書信の往復、日用の筆算

県令 政府に改革を上申

明治15年(1882)3月11日 那覇発で上京、5月6日 直接政府に県政の大改革を上申：

「租税を弛めて民財を裕にし、民財を裕にして教育を洽くし、教育を洽くして帰化服従せしむるにあり」（沖縄県書記官・池田成章）

旧慣に基づく最も不合理な税制の改革、行政区画の間切吏員制の改革に絞る

- ・ 日用銭を廃止して教育費に充てる（日用銭：労役負担の代わりに金銭を税として納める。有禄士族の家禄に含まれていた。）
- ・ 浮得税の廃止（芭蕉や桑などの特定の植物に課された税。地税との二重課税。）
- ・ 人員過剰で非能率的な特権的地方吏員制度を合理化。15万8千円の吏員経費を6万6千円に節減して、残りを負債償却、教育、勸業等の民生費に充てる。

（明治15年の沖縄県予算：歳入65万1279円余、歳出45万5136円余。歳入は主に農民の治める地税で、歳出には旧地頭に対する金禄も含まれる。即ち国は農民から65万余円を国庫に納めさせて、45万余円を県費として支弁する。）

「どうして堂々たる日本国がたった20万の利益を国庫に入れるために大海中の小島を滅ぼすようなことをするのだろうか」（上杉茂憲）

政府の対応 「旧慣温存」

明治15年(1882)5月31日 「先般六十三号を以て上申候処、該件の如きは**時世尚早く**、許容相成らず、今日に挙行すべからず。」

「意見書」の提出（明治15年(1882)5月31日）

- ・ 重税に苦しむ庶民の実態と、間切吏員制の改革、医療の充実、教育と産業の振興について切々と述べる。
「是非改正せざれば、撫育の目的を達する能わず」
「噫何をこの地の人民に限り不幸を極むるの一に茲に至るや」
- ・ 改正によって浮く民費を負債の償還、教育や産業、医療機関の充実に充てることを重ねて主張
「(間切吏員制の)組織を一変せざれば、その弊は決して除くべきものには非ざるなり」
「改正の時機はすでに熟セリ。今にしてその処分を行わざるときは、改革その機に後れ」
「吏員改正の儀は断然御聴許相成たく」
- ・ 「ああ三千余万人、誰か聖天子の赤子にあざらん。その三府三十余県はもって維新洪沢に浴して余りあり、その一県はもって永く旧法に制せられて海隅に窮涸す。哀むに堪ゆべけんや。その窮を救い、その安に就かしむるは、前陳の通り今日をもって大機会と熟慮確信つかまつり候」

政府の決定

- ・ 明治15年(1882)6月山田内務卿「沖縄地方役場吏員更生セサル義ニ付伺」
「該県の人民は新を厭ひ旧を慕うの情最も甚だしく」
「その国内の政治慣行は従前通り据え置き妄りに改革をなさざるべしとの意」
- ・ 明治15年(1882)6月14日 三条太政大臣が「伺ノ通」と裁可。
改革案は全面的に却下される。

「意見書」の概要

間切の庶民の状態

- ・ 家屋は小丸太を柱とし、葺くに茅草を以てし、風雨を蔽うに苦しみ、冬夏を分かつたず、一の粗悪なる芭蕉布を衣、終年の食は一に甘藷・蘇鉄に止り、居るに席無く、食うに器なく、鶏豚牛羊は家中に雑蓄類と許多の区別なきものの如し。
- ・ 終年の内、男耕、女織、汲々惶々たり。その産するところの米粟豆は全て貢租に充てて足らず。貢糖の外、私買するところの砂糖はこれを貢租の欠補に充て、その余はこれを間切町村内の公費に充て、貢布外の反布もまた然り。一粒の米粟を自ら食する能わず。一尺の反布を自ら衣る能わず。
- ・ 他県に比すれば氷炭の相異なるが如きあり。

間切吏員の実態

- ・ 吏員は毎年7月12月において附届と唱え間切内より魚獸その他の物品を収納するものにて、一人の得る所は僅々十円くらいと見るも、一間切に数十名の吏員あるときは已に数百円の巨額に上る。
- ・ 自己の田畑は間切内の人民を徒使して耕作し、婢僕等もまた然り。
- ・ 租税又は民費を徴収するも必ず余分の徴収をなし、その残余は自己の習得に帰す。
- ・ 村吏の儀はおおむね不学文盲の者にて人民を愛養し智識を勸奨し候等のことは一切注意致さず。
- ・ 吏員の組織は総て旧制によるものにつき、吏員たる者は飽くまで民に取り民をして一銭の余財なからしむべきものの様に心得候旧習これ有り。

尾崎三良 沖縄へ

(高橋義夫著「沖縄の殿様」より)

- ・ 明治15年(1882)7月5日 参事院議官補尾崎三良を沖縄に派遣
(6月26日松方正義大蔵卿から尾崎に対し「沖縄県治につき、なるべく**旧慣を**
変ぜず、勤めて民心を安んずるにあり云々(尾崎三良日記)」という話があった)
- ・ 明治15年8月10日 尾崎は首里にて旧支配層(各村の主取、按司、親方等)と面談
 1. 士族領地にあった相対叶掛という旧習が、置県以来廃止されたため困難を極めている
 1. 旧藩では数年間無給で働くとその功により大益のある役目を得られたが、廃藩により数十年の勤労が水泡に帰して、その困難は少なからぬものがある
 1. 無禄士族は昔から各間切に行き、百姓の地面を分借、耕作して自治の途をはかつていたが、近来農民の権力が強く、分借を拒んでいる。士族は廃藩とともに役棒を失い農民には拒まれ、その生活が立ち行かない
 1. 旧藩時代は甘藷、蕃薯の栽培は各々制限があったが、近来はその制限がなくなり、皆が甘藷を多分に栽培するため、蕃薯が払底して時価が高騰し、士族は困窮している
いずれも旧藩時代をなつかしむ士族たちを代弁。
- ・ 明治15年(1882)8月17日～30日 尾崎は茂憲とともに先島諸島を巡回
久米島にて尾崎は相対叶掛については政府はまだ何も確定しておらぬから、なるべく貢納すべし、と村吏を説諭。相対叶掛の廃止は県の方針だったから、尾崎は県令の面前で、県の方針に反する指示をしたことになる。
- ・ 明治15年9月24日 尾崎は茂憲と池田成章と会談
「晩刻、池田へ至る。上杉同席、県治方向につき談話あり。方向合せざるもの多し。
なかんずく士族相対叶掛一件については常に論合わず」(尾崎三良日記)

岩村通俊会計検査院長 沖縄へ

- ・ 明治15年(1882)9月末 尾崎三良帰京して、県政を批判する復命書を提出
- ・ 同年 10月20日～11月6日 県令は県内諸役所長を集め、池田成章書記官を会長として、民生改良その他に関する諮問を行い、**12回の会議を重ねる**
- ・ 同年 11月16日 諸役所長会議の結果を関係省庁に諮問するため池田書記官上京。
(否認された県政改革上申書への再考に一縷の望みを託す?)
- ・ 同年 11月25日 池田成章は沖縄県書記官兼判事を免ぜられ、沖縄県御用係に
- ・ 同年 12月26日 上杉家中6名から県令宛の手紙 (寺崎房子著「沖縄県令 上杉茂憲」より)
 - (1)原因は尾崎議官補の復命より相始まり候事。
 - (2)その結果今般会計検査院長岩村通俊を特派して、貴県政治改良の着手をするに至る事。
 - (3)因っては必ず貴官も岩村の指揮に従い、改良に御従事相成度し。
 - (4)池田書記官は上京したばかりで、十分に県治について陳情しない内に、突然解任となり、寝耳に水の有様であった事。
 - (5)このような状況になって、上杉県令と池田書記官の進退は如何に、と苦慮している。
 - (6)岩村の真情を聞いた所、県令は政府及び内務卿の趣意に於いて動かさるる見込みで、池田は転任、後任は森長義となして県治改良をなす目的なり。この際御忍耐遊ばされずば、御開運の期も之無く、却って悪声を唱える事に到る事も測り知れず、この際政府の趣旨を尊重し、栄誉を落とさず後栄を保たれたく (後略)。
- ・ 明治16年(1883)1月14日 岩村通俊、森長義書記官 池田成章とともに沖縄へ。

上杉茂憲県令の教育改革

「県政改革は真先に全県民の教育の普及にある」 （「沖縄本島巡回日誌」より）

- ・ 島内巡回中、各間切で例外なく学校教育の現状を問答、状況に応じて適切な諭告を行う。
- ・ 児童に対し試験を行い、優等生を奨励し、また私費で児童に紙代、筆、墨などを与える。

- ・ **読谷山**間切では、学校設立資金の寄付者を集め褒賞：

「これまでの村学校は頗る不都合の教科ならん。因りて良校を建て、良師を聘して自ら率先して人を奨励せしめよ」

「元来人民をして開明の地に進むるは學術の他無し。いよいよ以て設立の素志を空うせず、子弟は申すに及ばず、近隣の知己を誘導し、学事に従事せしめよ」

- ・ **東風平**間切巡視 （明治14年(1881)11月10日 本島巡回3日目）

東風平村に入ると、小学校建築の現場が見えた。柱や梁が空地に横たえられ、赤い瓦が積まれて、校舎はまだ形をなしていない。

「学校の建築費用はどれほどか？」「八百円でございます。」「寄付金はどれほど集まったか？」「総額千二百円余でございます。」

随員秋山桂蔵曰く「当間切の村民、奮発力あり」

茂憲手元金より二十円を寄附し、「学事は東風平を以て標的とし、将来漸をもって各自その間切において奮発恢興すべし」と訓示した。

県費留学生を実現

(高橋義夫著 「沖縄の殿様」より)

- ・ 明治15年(1882)11月15日付け大蔵卿宛上申

「本県の儀は従来言語風俗を殊にし、加うるに置県日なお浅く、百事他県と同視すべからざるは、さらに喋々するを俟ざる儀にこれあり。就中教育上については一層困難を窮め、とかくその目的を達し候場合に到りがたく、よってこの際留学生を内地に派遣し、親しくその実況を目撃せしめば自ら得るところありて、将来教育上の裨益はもちろん、かねて一般民心を誘掖するの一端とも相成るべくを思料し、師範学校、中学校生徒の内五名を選択し、東京留学申し付け、学資の儀本年度は教育費定額内をもって支弁いたし候条、特別の訳をもってお聞きおき相成りたく、別紙相添えこの段上申し候なり」

- ・ 明治15年(1882)10月21日

師範学校生徒**太田朝敷**(首里士族)、**岸本賀昌**(那覇士族)、**謝花昇**(東風平間切平民)に東京留学の辞令：

「東京留学申し付け候こと、
但し在学期三ヶ年、
東京在学中、学資一ヶ月金拾円給与となし候こと」

- ・ 明治15年(1882)10月26日

首里中学校伊江朝沢(華族)、今帰仁朝蕃(華族)に辞令。(伊江朝沢は病気を理由に辞退し、**高嶺朝教**(元琉球王族)に交代)。今帰仁朝蕃は**山口全述**(士族)に交代

第一回県費留学生のその後

太田朝敷:「沖縄きっての新思想家で沖縄改革の急先鋒」と目される
琉球新報創設、琉球新報社長、沖縄砂糖会社社長、首里市長

高嶺朝教: 琉球新報創設、沖縄銀行設立・頭取、沖縄県会議員、初代県会議長、
沖縄県最初の衆議院議員選挙に最高得票で当選

岸本賀昌: 沖縄県参事官、同事務官、沖縄県最初の衆議院選挙で当選、
沖縄毎日新報社長、沖縄共立銀行頭取、那覇市長

謝花昇: 沖縄県技師、沖縄県出身者として初の高等官。当時の奈良原知事の
政策を激しく批判して対立。野に下って、「沖縄時論」創刊。弾圧を受け
ながらも、板垣退助の支援を受けて自由民権運動の指導者となる。

山口全述: 東京で裁判所に奉職、のち那覇地方裁判所書記



岸本賀昌

(Wikipedia 岸本賀昌より)



謝花昇

(Wikipedia 謝花昇 より)



謝花昇 銅像



太田朝敷 山口全述 謝花昇
岸本賀昌 高嶺朝教

(明治17年 東京にて)

「沖縄県史 教育4」(琉球政府 1966年)

→ (Wikipedia 謝花昇 より)

上杉県令解任

- 御達(その1) 会計検査院長 岩村通俊 宛 太政大臣三条実美
沖縄県治ニ付而ハ内地ノ政令未タ一般ニ擬行スヘカラサル者アリ緩急ヲ酌量シテ漸ヲ以テ挙行シ其旧例ヲ存シテ事ニ害ナキ者ハ之ヲ保存シ以テ民情ニ適セシムベク其他百般ノ施政旧ヲ革メ新ニ就クノ際ニ於テ特別ノ処分ヲ要スルヲ以今特ニ該県ニ差遣シ便宜料理(物事をうまく処理する意)セシム其法律外ノ特例ヲ要シ及事情重大ニ渉ル者ハ実地調査ノ上具上シ裁ヲ経テ施行スヘキ事。
- 御達(その2) 沖縄県令 上杉茂憲 宛 太政大臣三条実美
其ノ県治ニ付テハ内地ノ政令未タ一般ニ擬行スヘカラサル者アリ緩急ヲ酌量シテ漸ヲ以テ挙行シ其旧制ヲ存シテ事ニ害ナキ者ハ之ヲ保存シ以テ民情ニ適セシムベク其他百般ノ施政旧ヲ革メ新ニ就クノ際ニ於テ尤特別ノ処分ヲ要スルヲ以今会計検査院長岩村通俊ヲ差遣シ便宜料理セシム依テ其指揮ヲ受施行スヘキ事。
- 明治16年(1883)4月24日 茂憲 沖縄県令罷免さる。元老院議官に転出。
後任の県令は岩村通俊。岩村は茂憲の改革や改革案をすべて廃止して旧に戻す。
- 茂憲は沖縄を去るにあたって教育資金を寄附
「元老院議官栄進の記念として当県下 教育資金として金千五百円御寄付」
- 明治16年(1883)5月17日 茂憲 沖縄出発
- 明治16年(1883)6月末 兼、憲章、於重、於琉 沖縄出発
茂憲県令在任中通訳兼書生として同居していた 高良次郎
(牧子村平民、当時18歳)同行して上京。明治19年(1886)9月 高良次郎 水産講習所
(現東京水産大学)入学。沖縄県費留学支給額相当月7円を茂憲手元金より支給。



1881年～83年沖縄県令の故上杉茂憲さん



上杉邦憲さん(右から3人目)と対面した(右から)高良祐之さんと父の阮二さん、陸ちゃん、沢子さん。29日、那覇市おもろまちのザ・ナハテラス

上杉県令は、県政改革や人材育成に力を入れたことが知られており、82年には沖縄自由民権運動の父・謝花昇さんら5人を第1回県費留学生として東京に留学させている。

両家によると、次郎さんは16歳の時に上杉県令に出会った。上杉県令は次郎さんの「内地で遊学してみたい」との希望を聞き入れ、県令時代には手伝い兼通訳

120年超えひ孫対面

通訳で留学支援受けた故高良次郎さん

1881年から83年まで沖縄県令を務めた上杉茂憲さんのひ孫で、宇宙航空研究開発機構(JAXA)名誉教授の上杉邦憲さん(73)と旧米沢藩上杉家第17代当主と、かつて上杉県令の通訳を担い、上杉家の支援を受けて東京に留学した高良次郎さんのひ孫・高良祐之さん(46)らが29日、那覇市内で懇談した。次郎さんが沖縄に戻って以降、交流が途絶えていたといい、約120年ぶりに両家が対面した。

(3面に関連)

上杉邦憲さん「ドラマつながった」
高良祐之さん

として住み込みで雇い、県令を終えた後は家族らと東京へ連れて行った。

次郎さんは上杉家の私費留学生として大学に入学。卒業後は沖縄県に就職したが、詳しいことは分かっていない。

邦憲さんが29日の沖縄政経懇話会21(会長・豊平良孝沖縄タイムス社社長)の講師として来県することになったことから、上杉記念館(米沢市)が仲立ちし、対面が実現した。

懇談には祐之さん、妻・沢子さん(36)、今月17日に生まれた長男陸ちゃん、父親の阮二さん(78)も参加。お互いが持ち寄った資料を確認しながら、3代前のつながりを振り返った。

祐之さんは「曾祖父は県令に連れられて大学まで行ったと親戚から聞いていたが、本当だった。会えてうれしい」と喜び、邦憲さん

高良阮二 教授 最終講義
「安楽死・尊厳死の課題と展望」



明治十六年（一八八三年）五月一七日

上杉茂憲 作

転官将帰京甕（鹿兒）港

模糊海面夕日收

船入煙灣風更柔

滿眼諸山皆旧識

夕日指点鉄欄頭

薄暮の海に静かに沈み行く夕日、船は夕風ゆづの灣に静かに進み、
四囲の山々は昔のまま、一時夕日指す欄頭に見入った。

読み下し：寺崎房子

沖縄県令・上杉茂憲」より

茂憲離任後の沖縄

- ・ 明治11年7月発布県治条例「府県職制による県令の職務」
(寺崎房子著「沖縄県令 上杉茂憲」より)

第一 府知事県令ハ行政事務ヲ総理シ法律及**政府ノ命令ヲ執行スル**事ヲ掌ル

第四 府知事県令ノ布達若クハ処分法律若クハ**政府ノ命令ト相背キ**又ハ権限ヲ侵シタルトキハ太政大臣若クハ各省主務ノ卿ヨリ**取消ヲ命ゼラレルコト**アルベシ

- ・ 岩村県令は茂憲が行おうとした冗官廃止の予備的皆令や布令をすべて取り消す。
太政大臣指令 (高橋義夫著「沖縄の殿様」より)

- 一 士族家禄相対増高、復旧処分のこと
- 一 教育学制、復旧処分のこと
- 一 郡村吏員監督の方法を設け、下民の実情を得て冤屈無らしむべきこと
- 一 士族家禄は旧藩逋減の制度によりこれを支給・・・
- 一 社寺保存方法、調査のこと
- 一 貢納米糖の類、各地方において請取方方法取調べのこと

 旧慣固守を衆知

====

- ・ 明治26年(1893) 沖縄県の人頭税廃止を国会に要望 廃止は明治36年(1903)
- 明治42年(1909) 沖縄県議会設置
- 大正9年(1920) 全国並みの地方自治制度

その後の上杉茂憲（主に育英関連）

- ・ 明治18年(1885)6月7日 東京、米沢両地の有志篤志家及び上杉家出資により将来見込みある者に対し、奨学金制度を定める。(年間千円ずつ、10年間に一万円) 私立中学校に対し子弟教育資金として毎年285円寄附
- ・ 明治18年(1886)6月16日 米沢教育会設立
 - (明治22年(1890)4月1日 米沢市市制施行。日本で最初に市制を施行した31市の中の一つ)
 - (明治22年(1890)7月1日 帝国議会第1回総選挙)
- ・ 明治22年11月23日 伊東忠太ら在京学生6名が中心となり、郷土愛を土台に相互の親睦と切磋琢磨を目的とした「**米沢有為会**」を設立
 - (明治23年(1891)10月30日 教育勅語発布)
- ・ 明治24年(1892) 米沢市貧民救助費金300円寄附
- ・ 明治26年(1893) 米沢織改良会社創立、出資金3千円
- ・ 明治40年(1907)5月17日 沖縄火災 焼失戸数70余戸、見舞金80円
- ・ 明治42年(1909)4月3日 **有為会学生寄宿舍興譲館**落成、敷地代金2万円出資
- ・ 大正7年(1918)8月21日 米沢不景気による米価騰貴に対し、上杉家貯蔵の粳及び米に就き必要分を除き其余悉く1俵10円の廉価にて払い出す旨市長に申込。
- ・ 同8月25日 米価騰貴による全国生活困難者救済のため東京臨時救済会に金千円寄附
- ・ 大正8年(**1919**)4月18日 逝去 今年は没後100年



沖縄県から第2代沖縄県令上杉茂憲へ
百年後に贈られた感謝状

沖縄市と米沢市 姉妹都市提携 25周年

(平成6年5月20日 提携)

平成27年には八重瀬町(東風平)の児童42名が米沢を訪問して交流

ご清聴ありがとうございました

**令和元年6月2日
上杉 邦憲**